

～第50期決算(2013年4月24日)分配金は110円(1万口あたり、税引前)～

## 「高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)」

### ～第50期決算 分配金のお知らせ～

投資家の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)」は、2013年4月24日(水)に第50期決算を迎えました。

当期における分配金額は110円(1万口あたり、税引前)と致しましたので、お知らせいたします。

今後の運用につきましては、従来同様、ブラジルリアル、メキシコペソ、トルコリラ、南アフリカランド、オーストラリアドルの5通貨建ての国際機関債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用してまいりますので、引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

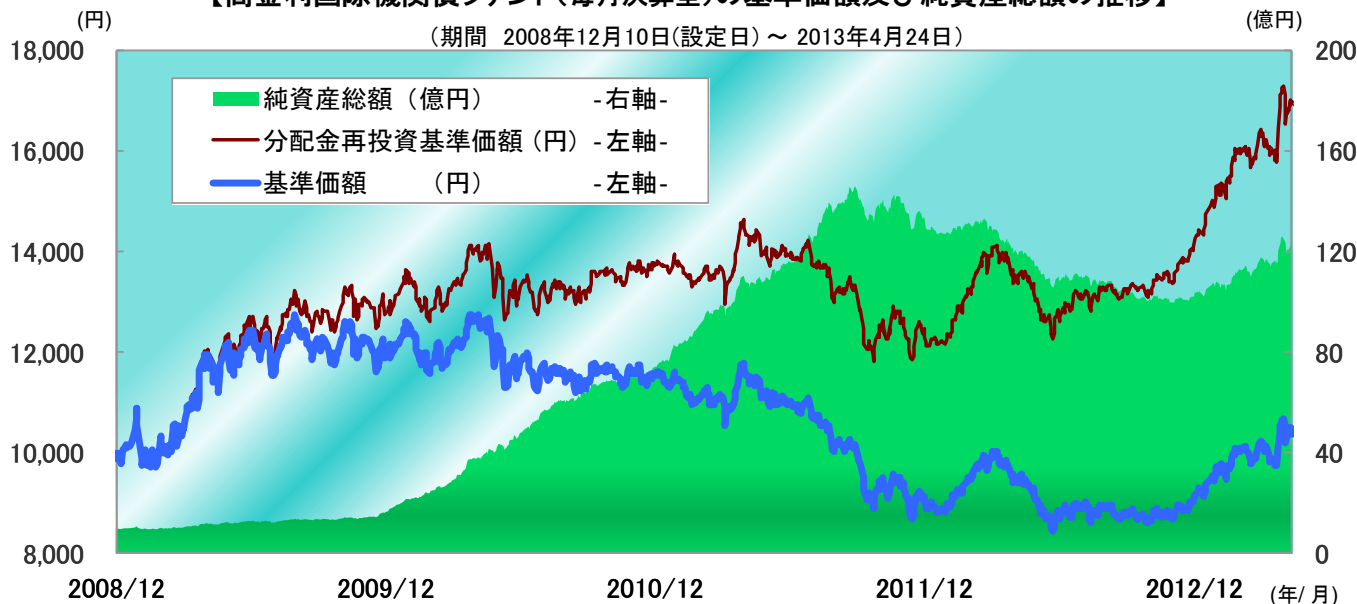
第50期分配金 **110円**  
(1万口あたり、税引前)

#### ～分配金変更の経緯～

当ファンドでは、第33期決算(2011年11月24日)から第49期決算(2013年3月24日)までの期間は、毎月分配金を100円お支払いしましたが、2012年後半より欧州債務危機問題に対する過度な悲観が後退したことや2013年に入ってからの円安効果により基準価額が回復基調となりました。弊社では、このような市場動向等を総合的に勘案し、第50期決算時(2013年4月24日)の分配金を、100円から110円へ引き上げました。

※ 分配金は、委託会社が収益分配方針に基づき決定しますので、将来の支払いおよび分配金額について、あらかじめ一定の額を示唆・保証するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

#### 【高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)の基準価額及び純資産総額の推移】

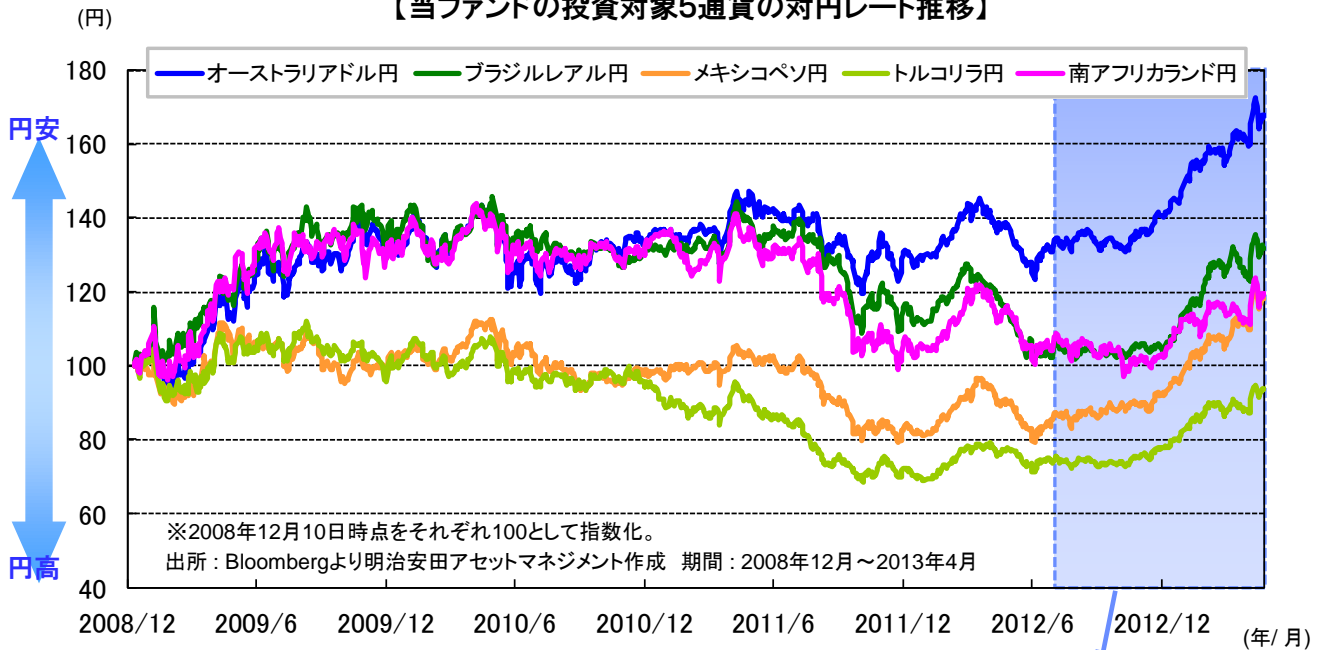


※ 分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

※ 上記は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

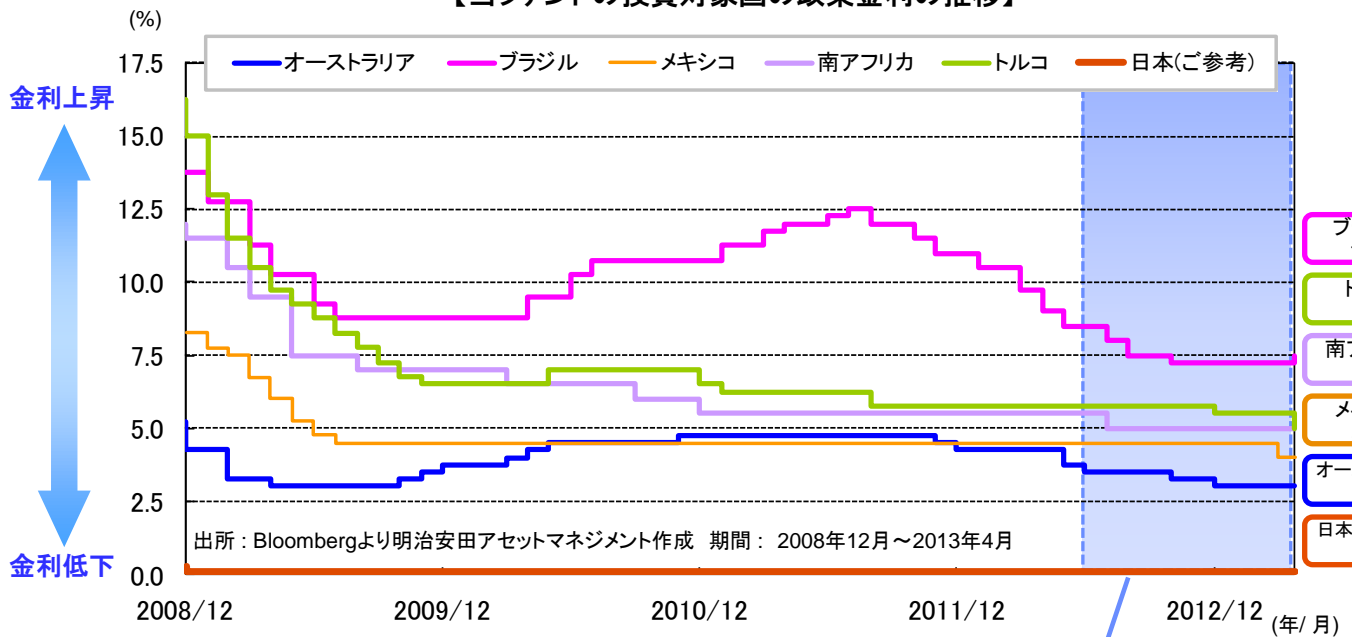
# 投資環境について

## 【当ファンドの投資対象5通貨の対円レート推移】



2012年後半より欧州債務危機などに対する過度な悲観が後退したことや、2013年に入ってからの日銀による金融緩和効果などで、為替相場は円安基調に転じ、当ファンドの基準価額上昇に寄与致しました。

## 【当ファンドの投資対象国の政策金利の推移】



日米欧の量的緩和政策が継続していることもあり、ブラジル、トルコ、南アフリカ、メキシコ、オーストラリアの金利は、歴史的にみても低水準にあります。しかし、引き続き、日本の金利水準と比較すると魅力的な水準にあると考えます。

※上記は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません

## 景気・為替動向について

### ブラジル

景気については、緩やかな回復基調にあるとみられます。個人消費の伸びは弱い状況ですが、輸出、自動車生産および販売とも前月から増加しています。米国や中国向けを中心とした輸出の増加による緩やかな持ち直しが期待されます。

ブラジル・レアルは、自国通貨高を容認しているとみられていた政府・中央銀行が2013年2月以降数回に渡りブラジル・レアル売りの為替市場介入を実施したことから、対円での軟調となる時期もありました。しかし、その後は日銀の「量的・質的金融緩和」として大規模な国債の買入れなどが発表されたことから対円でのブラジル・レアルは上昇に転じました。日本の量的緩和がグローバルに容認された状況を勘案すると、対円でのブラジル・レアルは堅調に推移すると期待されます。

### メキシコ

景気については底入れし、緩やかな回復基調にあるとみられます。自動車生産や鉱工業生産は伸び悩んでいますが、堅調な米国景気や国内消費の堅調さから徐々に回復へ向かうとみています。

メキシコ・ペソも、ブラジル・レアル同様、世界的な金融緩和(日銀の「量的・質的金融緩和」などを含む)を背景に、対円でのメキシコ・ペソは堅調に推移すると期待されます。

### トルコ

景気については、国内消費には鈍化もみられますが、鉱工業生産などの改善が続いています。直接投資や証券投資による資本流入は底堅く推移している点や、貿易赤字の改善傾向は継続するとみられている点はプラス材料です。

トルコ・リラは世界的な金融緩和(日銀の「量的・質的金融緩和」などを含む)を背景に、対円でのトルコ・リラは堅調に推移すると期待されます。政府が財政規律を示していることや政治の安定性もプラス材料になるとみています。

### 南アフリカ

景気については、企業景況感や製造業の生産は弱含むなど、景気回復は依然として緩やかです。南アフリカ準備銀行は高止まりするインフレと景気動向に配慮した政策運営を求められています。

南アフリカ・ランドについては、貿易収支や財政収支など足元では改善がみられますが、構造的には通貨安要因が残ることから、日銀の「量的・質的金融緩和」などによる対円での南アフリカ・ランド上昇一巡後はレンジ内で推移するとみています。

### オーストラリア

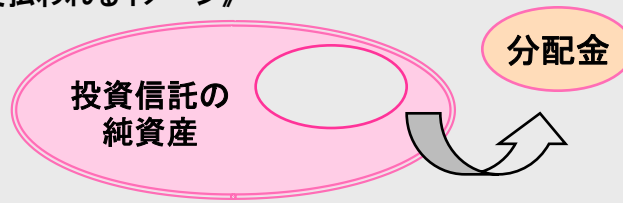
景気については、緩やかな回復基調にあるとみられます。鉱物資源輸出は依然好調ですが、資源開発投資の伸びに陰りが見え始め、消費の回復力も弱い状況です。

オーストラリア・ドルは緩やかな景気の回復基調にはありますが、世界的な金融緩和(日銀の「量的・質的金融緩和」などを含む)を背景に、高格付を有する同国国債を中心とした証券投資資金の流入が予想され、堅調に推移するとみています。

# 収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

## 《投資信託で分配金が支払われるイメージ》

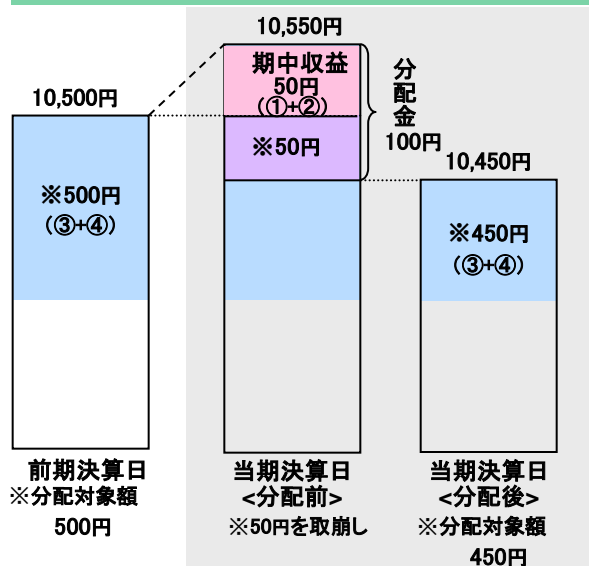


\*上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

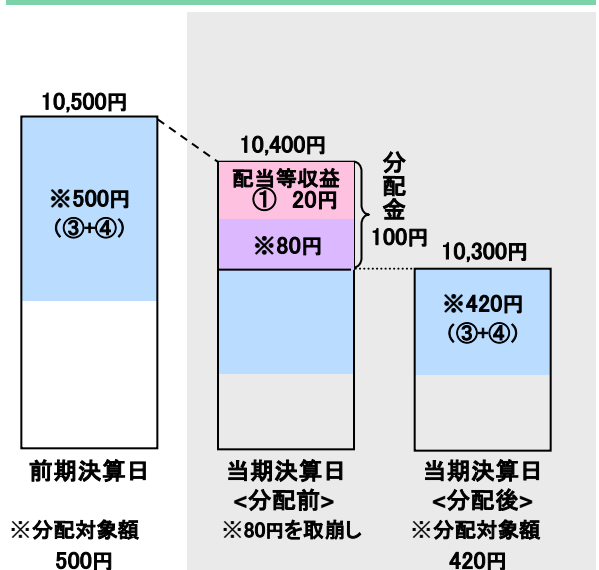
●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## 《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

### （前期決算から基準価額が上昇した場合）



### （前期決算から基準価額が下落した場合）



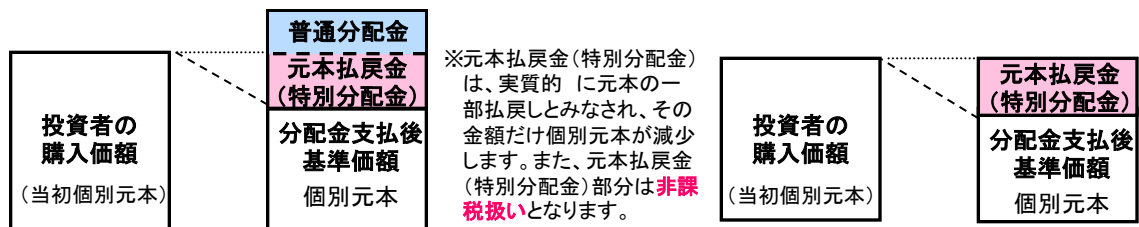
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

\*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

### （分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

### （分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、交付目論見書等でご確認ください。

## ファンドの投資方針・特色およびご注意事項

### 《ファンドの投資方針・特色》

- 新興国通貨建国際機関債マザーファンドおよび豪ドル債マザーファンドへの投資を通じて、世界の国際機関債等へ投資をすることにより、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。
- 各マザーファンドを通じて投資する国際機関債等は、原則として、取得時においてAAA格相当の格付けを取得しているものに限りします。
- 新興国通貨建国際機関債マザーファンドおよび豪ドル債マザーファンドを通じて投資する各国通貨への実質投資比率は、原則として均等配分とします。なお、基本配分比率には一定の許容幅を設け、一定以上乖離した場合にはリバランスを行います。
- 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- 毎月(原則24日)決算を行い、「収益分配方針」に基づき分配を行います。分配金は増減したり、支払われないことがあります。

### 《投資信託ご購入時の注意事項》

- ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- 投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預金等と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

### 《当資料ご利用にあたってのご留意事項》

- 当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

●設定・運用は



商号等 / 明治安田アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号  
加入協会 / 一般社団法人投資信託協会、  
一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787  
(営業日の午前9:00~午後5:00)  
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

## 【投資リスク】

### ■ 基準価額の変動要因

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、債券（公社債）など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

#### <主な変動要因>

債券価格変動リスク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
カントリーリスク	投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。また、新興国への投資は一般的に先進国と比べてカントリーリスクが高まる場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### ■ その他の留意点

- 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

## 【手続・手数料等】

### ■ お申込メモ

購入単位	販売会社が定める単位となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額です。（基準価額は1万口当たりで表しています。以下同じ）※基準価額については販売会社または委託会社までお問合せください。
購入代金	販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	申込の受付は原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
購入・換金申込不可日	ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、シドニーの銀行、オーストラリア証券取引所のいずれかが休業日の場合。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた申込みの受け付けを取消することができるものとします。
信託期間	無期限(2008年12月10日設定)
繰上償還	受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎月24日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回の決算時に収益配分方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。お取扱可能なコース及びコース名称は販売会社により異なる場合があります。
信託金の限度額	ファンドの信託金限度額は、1,000億円です。
公告	原則、電子広告により行い、ホームページ( <a href="http://www.myam.co.jp/">http://www.myam.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	5月および11月の計算期間終了時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。なお、配当控除・益金不算入制度の適用対象外です。

## ■ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用									
購入時手数料	購入価額に <b>3.15%</b> （ <b>税抜3.0%</b> ）を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。								
信託財産留保額	ありません。								
投資者が信託財産で間接的に負担する費用									
運用管理費用 （信託報酬）	運用管理費用（信託報酬）の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、 <b>年1.155%</b> （ <b>税抜1.10%</b> ）の率を乗じて得た額とします。運用管理費用（信託報酬）の実質的な配分は次のとおりです。								
	（年率）								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年1.1550% （税抜1.10%）</td> <td>年0.5250% （税抜0.50%）</td> <td>年0.5775% （税抜0.55%）</td> <td>年0.0525% （税抜0.05%）</td> </tr> </tbody> </table>	合計	委託会社	販売会社	受託会社	年1.1550% （税抜1.10%）	年0.5250% （税抜0.50%）	年0.5775% （税抜0.55%）	年0.0525% （税抜0.05%）
合計	委託会社	販売会社	受託会社						
年1.1550% （税抜1.10%）	年0.5250% （税抜0.50%）	年0.5775% （税抜0.55%）	年0.0525% （税抜0.05%）						
	<p>※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税相当額をいいます。</p> <p>・運用管理費用（信託報酬）は毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支払われます。</p>								
その他の費用・手数料	<p>信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金の利息、ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引等に要する費用等はファンドより実費として間接的にご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>								

※当該手数料等の合計額については、ご投資者の皆様様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の場合の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10.147%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して・・・・・・ 10.147%

- ・上記は、2013年3月末現在のものです。2014年1月1日以降は20.315%の税率となる予定です。
  - ・税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。
  - ・法人の場合については上記とは異なります。
- ※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

## 【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社(委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社  
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社(受託者) 野村信託銀行株式会社  
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 販売会社 下表の販売会社一覧をご覧ください。

## 【販売会社】

- お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会
銀行	株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第19号	日本証券業協会
	株式会社但馬銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第14号	日本証券業協会
	株式会社栃木銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第57号	日本証券業協会
	株式会社東京スター銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第579号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第6号	日本証券業協会
	株式会社静岡中央銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第15号	日本証券業協会
証券会社	楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 商品先物取引業者	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会
	株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	日産センチュリー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号 商品先物取引業者	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会
	明和證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第185号	日本証券業協会
信用組合	全国信用協同組合連合会 ※	登録金融機関 関東財務局長(登金)第300号	

※全国信用協同組合連合会との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次ぎに関する契約書」に基づいて、取次登録金融機関(信用組合)の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。